

## 臨時報告第10号様式

千刑発第 450 号  
平成22年6月15日

矯正局長

殿

東京矯正管区長

千葉刑務所長

## 自殺事故報告（刑事施設）

事 故 の 概 要	平成22年6月5日（土）午後8時02分ころ、受刑区 [REDACTED] (単独室)において、[REDACTED] 受刑者 [REDACTED] (以下「事故者」という。) が、[REDACTED]	
	ところを巡回中の勤務職員が発見したため、救急処置を講じるとともに救急車の出動を要請し、外部病院 ([REDACTED]) に救急搬送の上、治療が行われたものの、同月6日（日）午前11時03分、同病院医師により死亡が確認された。	

事 故 の 状 況	1 発生年月日	平成22年6月5日（土）
	2 発見時刻	午後8時02分ころ
	3 場所	受刑区 [REDACTED] (単独室)
	4 方法	[REDACTED] い首したもの。
	5 経緯	同日、日中における特異動静はなく、午後7時51分ころ、巡回勤務者により事故者が [REDACTED] を現認している（最終生存確認）。
	6 使用器具	[REDACTED]
	7 逮捕制圧等の状況	該当事項なし
	8 事故による犯罪	該当事項なし

事 故 者	1 事故者の種別	自殺者
	2 身分	受刑者
	3 氏名	[REDACTED]
	4 生年月日	[REDACTED]
	5 罪名	[REDACTED]
	6 刑名・刑期	[REDACTED]
	7 刑の起算日・入所日	[REDACTED]
	8 刑の終了日	[REDACTED]
	9 犯数	[REDACTED]
	10 制限区分及び優遇区分	[REDACTED]
	11 所内における行状	(1)



事故者		(2)
		(3)
12 本籍		
13 住所		
14 特殊被収容者報告の有無	無	
職員の状況	1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況	20分に1回、巡回しており、確實に実施していた。 監督当直、副監督当直及び夜勤班長が適宜巡回していた。 職責については、別途審査会に付議する予定である。
事態収拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
事故の原因・動機	1 事故者の動機 2 施設側の欠陥	(1) 平成22年1月21日付け東管保発第246号「保安事故防止のための緊急点検を実施することについて」に基づき、 [REDACTED]を実施しの居室 ていたところ、 については [REDACTED]などの問 題があった。 (2) (3)

事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	該当事項なし 該当事項なし
	1 改善した事項	<p>(1) 所長指示の発出 平成22年6月7日付け所長指示甲第36号「自殺事故の防止について」を発出し、同種事故の発生を防止するための留意視点等について指示した。</p> <p>(2)</p> <p>(3) 職務研究会の実施 上記(1)の所長指示に基づき、職務研究会を実施するとともに、特に同種事案が発生したような場合には、直ちに場所を特定することができる、廊下等に設置された非常ベルを押すよう指導した。</p> <p>(4) 要注意・要視察者指定の運用</p> <p>統括・主任は、同種事案に限らず、しかるべき事案をじやつ起した被収容者に対しては、要注意・要視察者の指定を付した上で、個々の事案にかんがみて第二種居室への収容や物品制限などの必要な措置を講じ、担当及び夜勤者と引継ぎを密にして、その動静視察及び心情把握に努めることとした。</p> <p>(5) 適正な配室</p>
改善事項		

改善事項	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>居室に収容されているが、結果、 い首しているのであり、 たとは言えないものである。今後は、当該被収容者の の処遇歴を吟味し、適正な配室に努めることとした。</p> <p>(6) 非常通報の在り方</p> <p>本件事故は、巡回勤務職員が発見してから、直ちにPHSにより非常通報を発しているものの、同通報を受けた監督当直者以下の応援職員が、現場に到着して救命措置を開始するまでに約3分間の時間を要している。被収容者による騒音・大声等の事犯はもちろん、特に本件と同種のい首による自殺企図事案などは、巡回職員による発見から応援職員の現着までの時間を短くすることが肝要となることから、同一事案が発生したような場合には、直ちに場所を特定することのできる廊下等に設置された非常ベルを押すようにした。</p> <p>(7) 長期及び無期懲役刑の受刑者に対する認識</p> <p>当所は、収容区分をL指標と指定され、長期及び無期懲役刑の受刑者を収容し処遇している施設であり、同受刑者が社会において重大犯罪を犯して服役している特殊な者であること、加えて、刑期が長期間に及ぶことから、その心情が不安定であることを常に念頭に置き、受持ち被収容者に対しての生活指導等を通してその動静観察・心情把握を徹底し、些細な変化も見逃すことなく直属の統括・主任に報告すること。また、これを受けた統括・主任は、適宜職権面接を実施するなどして当該被収容者の心情把握に努めるとともに、心情等に変化があったような場合には、漏れなく昼間の担当者及び夜勤者の相互の引継ぎを密にすることとした。</p> <p>該当事項なし。</p>
その他参考事項		特になし。